

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員協議会規程

制 定 平成14年6月27日議会訓令第1号

最近改正 平成20年10月24日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、北しりべし廃棄物処理広域連合議会会議規則(平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合議会規則第1号)第87条第6項の規定に基づき、同条第1項の規定により設ける議員協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 会期に関する事。
- (2) 議事日程に関する事。
- (3) 会議における議事の進行に関する事。
- (4) その他議会運営に関する事。

(定足数)

第3条 協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議員以外の出席者)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、執行機関その他関係者の出席及び発言を求めることができる。

(傍聴の取扱い)

第5条 協議会を傍聴しようとする者は、議長の許可を得なければならない。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 議長は、会議に諮って、傍聴を禁止することができる。

(記録)

第6条 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した会議録を調製させ、議長がこれを保管する。

附 則

この訓令は、平成14年6月27日から施行する。

附 則(平20.10.24訓令1)

この訓令は、平成20年10月24日から施行する。